

公益社団法人鳥取県医師会役員等の報酬に関する規則

(19.6.30 第174回代議員会 制定)

(24.6.30 第188回代議員会 改正)

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人鳥取県医師会定款第28条に規定する役員並びに代議員会の議長及び副議長（以下、役員等という。）の受ける報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員等の受ける報酬は、次に掲げるところによる。

(1) 会 長	月額	120,000円
(2) 副会長	月額	60,000円
(3) 常任理事	月額	50,000円
(4) 理 事	月額	20,000円
(5) 監 事	月額	15,000円
(6) 議 長	年額	100,000円
(7) 副議長	年額	30,000円

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第4条 本会は、本規則を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準定款として、公表するものとする。

(改 廃)

第5条 この規則の改廃は、代議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規則は、公益社団法人鳥取県医師会定款の施行日から施行する。